

広島文教大学高等教育研究センターFD部会及びIR部会細則

(目的)

第1条 この細則は、広島文教大学高等教育研究センター規程第8条第5項の規定に基づき、FD部会及びIR部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 各部会は、学長が指名する者若干名で組織する。

2 前項に係る委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(部会長)

第3条 部会に、部会長を置く

2 部会長は、前条第1項の委員のうちから、学長が任命する。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

(業務)

第4条 部会は、次に掲げる業務を行う。

1 FD部会

(1) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関すること。

(2) 教員の研修等の企画・実施及び支援に関すること。

(3) 授業の改善に関すること。

(4) ティーチング・ポートフォリオに関すること。

(5) FDの啓発活動に関すること。

(6) その他、FD活動推進のために必要なこと。

2 FD部会は、FD活動推進のため、各部署に対して協力を求めることができる。

3 FD部会は、FD活動の結果については、必要に応じ、学内外に広く公表する。

4 IR部会

(1) 教育情報の調査及び検討業務に関すること。

(2) 教育情報の管理及び推進業務に関すること。

(3) 情報倫理及び情報セキュリティに関する業務こと。

(4) 教育情報の公開に関すること。

(5) IR機能強化に資する学内外の研修を定期的に受講すること。

(6) その他、情報管理に関すること。

(会議)

第5条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6条 部会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 部会の事務は、学園統括部総合支援課及び学長室において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 広島文教女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程は、施行日をもって廃止する。

3 広島文教女子大学学長室情報保守（IR）部会細則は、施行日をもって廃止する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年9月1日から施行する。